

びんごクリエイターズラボ企画運営業務について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026 年（令和 8 年）7 月 24 日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

- (1) 業務名 びんごクリエイターズラボ企画運営業務
- (2) 業務場所 ・ 福山市企画財政局企画政策部備後圏域連携推進室
 (福山市東桜町 3 番 5 号)
 ・ 受注者の所在地
 ・ 発注者が指定した場所
 ・ その他、本業務の実施において必要な場所
- (3) 業務内容 別紙「びんごクリエイターズラボ企画運営業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務履行期間 契約締結の日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで

2 委託費

委託費の上限は 4,400,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

ただし、この金額は、本プロポーザル実施に係る企画提案書を作成するうえでの設定金額であり、契約を約束するものではない。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号の規定に該当しない者であること。

4 評価基準・評価項目

評価項目	評価内容	配点	小計
(1) 組織 評価	○業務実績 ・同種・類似業務の実績等から、当該業務を遂行するのに必要な知識や経験の有無を評価する。 ・過去 10 年間に完了した同種・類似の業務実績について評価する。 ・件数だけでなく、実績の内容・成果が当該業務にふさわしいか等を総合的に評価する。	/ 5	/10
	○実施体制 当該業務の担当者数や配置、構成等から適切な業務を提供できる実施体制となっているかを評価する。	/ 5	
(2) 担当者評価	○業務実績 ・同種・類似業務の実績等から、当該業務を遂行するのに必要な知識・経験の有無を評価する。 ・過去 10 年間に完了した同種・類似の業務実績について評価する。 ・件数だけでなく、実績の内容・成果が当該業務にふさわしいか等を総合的に評価する。	/ 5	/5
(3) 実施 方針等	○業務理解度 当該業務についての目的・条件・内容の理解度について評価する。	/ 5	/20
	○実施手順 実施フローや工程表、実施・工程計画等から業務の実施手順や業務量の把握について妥当性を評価する。	/ 5	
	○その他 ・地域の現況や特有の課題等を理解した上で業務の提案を行っているかを評価する。 ・業務に関する豊富な知識、有益な代替案、重要事項の指摘があるかを評価する。	/10	
(4) 企画 提案書の 内容等	○業務に対する視点・考え方 ・仕様書の目的に適合した提案となっているかを評価する。 ・目的とゴール、成果指標が妥当か評価する。		

評価項目	評価内容	配点	小計
	・問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、当該業務の遂行に際して有効な提案となっているかを評価する。	/15	
	○コラボレーション活動 ・活動の内容が具体的かつ組数も妥当か評価をする。 ・上記を前提として、より多くの圏域市町の学生、企業又はクリエイターが参加できるような提案となっているかを評価する。 ・活動に際して、学生の移動が必要な場合において、適切な移動手段の提案がされているか評価をする。 ・提案内容に説得力があるかを評価する。	/20	
	○イベント ・より多くの学生、企業又はクリエイターが参加し、交流できる提案となっているかを評価する。 ・コラボレーション活動と連動した魅力的な提案となっているかを評価する。	/10	
	○巡回展示 ・作成した成果などが、圏域市町の市民に広く閲覧してもらえる工夫が盛り込まれているかを評価する。 ・コラボレーション活動と連動した魅力的な内容となっているかを評価する。	/10	
	○独創性 専門技術・知見に基づく独創性の高い提案となっているかを評価する。	/10	
(5) プレゼンテーション	○プレゼンテーション ・プレゼンテーションにおいて、わかりやすくかつ企画提案書の内容が適切に説明されているかを評価する。 ・企画提案書の説得力や業務への意欲、積極性など取組姿勢についても評価する。 ・質問内容の把握、回答の的確さを評価する。	/ 5	/ 5
(6) 参考見積	○業務コストの妥当性 提案内容、業務規模と照らし合わせて、参考見積の金額は妥当であるかを評価する。	/ 5	/ 5

評価項目	評価内容	配点	小計
合計			/110

※評価の結果、合計点が 60%未満の者の提案は不採用とする。

5 受注候補者の特定

びんごクリエイターズラボ企画運営業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者 1 名、次順位者 1 名を特定します。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市企画財政局企画政策部備後圏域連携推進室

住所：〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号

電話：084-928-1295

E-mail：bingo@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2026 年（令和 8 年）7 月 24 日（金）
実施要領等の配付期間	2026 年（令和 8 年）7 月 24 日（金）から 同年 8 月 7 日（金）まで
質問書受付期間	2026 年（令和 8 年）7 月 24 日（金）から 同年 7 月 31 日（金）午後 5 時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026 年（令和 8 年）8 月 3 日（月） 福山市ホームページに掲載します。 (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/ 以下同じ。)
参加申込書の受付期間	2026 年（令和 8 年）7 月 24 日（金）から 同年 8 月 7 日（金）まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026 年（令和 8 年）8 月 12 日（水）
企画提案書の受付期間	2026 年（令和 8 年）8 月 12 日（水）から 同年 8 月 21 日（金）午後 5 時まで
プレゼンテーションの実施	2026 年（令和 8 年）8 月 27 日（木）（予定）
企画提案書の選定通知	2026 年（令和 8 年）8 月 28 日（金）（予定）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026 年（令和 8 年）7 月 24 日（金）から同年 8 月 7 日（金）

イ 配付場所

(1) に同じ。

※ 福山市ホームページからもダウンロードできます。

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止めます。

イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査します。

(5) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、評価委員会委員の多数決等により順位を決定します。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとします。

(2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとします。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(6) その他市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、びんごクリエイターズラボ企画運営に関するプロポーザル実施要領に定めるところによる。